

岩手県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 7 月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第56号

岩手県県税条例の一部を改正する条例

岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>（地方消費税の課税客体及び課税標準）</p> <p>第53条の2 地方消費税は、法第72条の77第1号に規定する事業者（以下この節において「事業者」という。）の行った法第72条の78第1項に規定する課税資産の譲渡等（以下この節において「課税資産の譲渡等」という。）については、当該事業者（消費税法（昭和63年法律第108号）第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者（同法第15条第1項に規定する法人課税信託の受託者にあつては、同条第3項に規定する受託事業者及び同条第4項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務が<u>すべて</u>免除される事業者に限る。）を除く。）に対し、譲渡割によって、法第72条の78第1項に規定する課税貨物については、当該課税貨物を消費税法第2条第1項第2号に規定する保税地域から引き取る者に対し、貨物割によって課する。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>（法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用）</p> <p>第53条の2の2 法人課税信託（法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この条において同じ。）の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産<u>及び</u>当該信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等をいう。以下この条において同じ。）及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産<u>及び</u>課税資産の譲渡</p>	<p>（地方消費税の課税客体及び課税標準）</p> <p>第53条の2 地方消費税は、法第72条の77第1号に規定する事業者（以下この節において「事業者」という。）の行った法第72条の78第1項に規定する課税資産の譲渡等（以下この節において「課税資産の譲渡等」という。）<u>及び同項に規定する特定課税仕入れ（次条において「特定課税仕入れ」という。）</u>については、当該事業者（消費税法（昭和63年法律第108号）第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者（同法第15条第1項に規定する法人課税信託の受託者にあつては、同条第3項に規定する受託事業者及び同条第4項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務が<u>全て</u>免除される事業者に限る。）を除く。）に対し、譲渡割によって、法第72条の78第1項に規定する課税貨物については、当該課税貨物を消費税法第2条第1項第2号に規定する保税地域から引き取る者に対し、貨物割によって課する。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>（法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用）</p> <p>第53条の2の2 法人課税信託（法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この条において同じ。）の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産<u>並びに</u>当該信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等<u>及び特定課税仕入れ</u>をいう。以下この条において同じ。）及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資</p>

<p>等をいう。)ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節(前条第1項、第3項及び第4項、第53条の7並びに第53条の8を除く。次項において同じ。)の規定を適用する。</p> <p>2 [略]</p>	<p>産、課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れをいう。)ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節(前条第1項、第3項及び第4項、第53条の7並びに第53条の8を除く。次項において同じ。)の規定を適用する。</p> <p>2 [略]</p>
<p>2 (県民税の所得割の課税標準)</p> <p>第28条 [略]</p> <p>2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又は政令に特別の定めがある場合のほか、それぞれ所得税法(昭和40年法律第33号)その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定する。</p> <p>(個人の県民税の配当控除)</p> <p>第31条の2 当分の間、所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうち、配当所得(剰余金の配当(所得税法第92条第1項に規定する剰余金の配当をいう。以下この条において同じ。))、利益の配当(同項に規定する利益の配当をいう。以下この条において同じ。))、剰余金の分配(同項に規定する剰余金の分配をいう。以下この条において同じ。))又は証券投資信託(同法第2条第1項第13号に規定する証券投資信託をいう。以下この条において同じ。)の収益の分配(同法第9条第1項第11号に掲げるものを含まないものとする。以下この条において同じ。)に係る同法第24条に規定する配当所得(法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人から受けるこれらの金額に係るものに限るものとし、租税特別措置法第9条第1項各号に掲げる配当等に係るものを除く。)をいう。以下この条において同じ。)があるときは、次に掲げる金額の合計額を、その者の第30条及び法第37条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>	<p>(県民税の所得割の課税標準)</p> <p>第28条 [略]</p> <p>2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又は政令に特別の定めがある場合のほか、それぞれ所得税法(昭和40年法律第33号)その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定する。<u>ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。</u></p> <p>(個人の県民税の配当控除)</p> <p>第31条の2 当分の間、所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうち、配当所得(剰余金の配当(所得税法第92条第1項に規定する剰余金の配当をいう。以下この条において同じ。))、利益の配当(同項に規定する利益の配当をいう。以下この条において同じ。))、剰余金の分配(同項に規定する剰余金の分配をいう。以下この条において同じ。))、<u>金銭の分配(同項に規定する金銭の分配をいう。以下この条において同じ。)</u>又は証券投資信託(同法第2条第1項第13号に規定する証券投資信託をいう。以下この条において同じ。)の収益の分配(同法第9条第1項第11号に掲げるものを含まないものとする。以下この条において同じ。)に係る同法第24条に規定する配当所得(法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人から受けるこれらの金額に係るものに限るものとし、租税特別措置法第9条第1項各号に掲げる配当等に係るものを除く。)をいう。以下この条において同じ。)があるときは、次に掲げる金額の合計額を、その者の第30条及び法第37条の規定を適用した場合の所</p>

(1) 剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配又は特定株式投資信託（租税特別措置法第3条の2に規定する特定株式投資信託をいう。以下この条において同じ。）の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の100分の1.2（課税総所得金額から特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1,000万円を超える場合には、当該剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配又は特定株式投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額（当該配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該配当所得の金額）については、100分の0.6）に相当する金額

(2)・(3) [略]

(配当割の特別徴収義務者の指定)

第41条の12 配当割の特別徴収義務者は、特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者（当該特定配当等が国外特定配当等、租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等（次条において「上場株式等の配当等」という。）又は同法第41条の12の2第3項に規定する特定割引債の償還金に係る差益金額（次条において「償還金に係る差益金額」という。）である場合にあっては、その支払を取り扱う者）とする。

附 則

(上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例)

第13条 [略]

得割の額から控除する。

(1) 剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配又は特定株式投資信託（租税特別措置法第3条の2に規定する特定株式投資信託をいう。以下この条において同じ。）の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の100分の1.2（課税総所得金額から特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1,000万円を超える場合には、当該剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配又は特定株式投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額（当該配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該配当所得の金額）については、100分の0.6）に相当する金額

(2)・(3) [略]

(配当割の特別徴収義務者の指定)

第41条の12 配当割の特別徴収義務者は、特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者（当該特定配当等が国外特定配当等、租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等（次条において「上場株式等の配当等」という。）又は同法第41条の12の2第3項に規定する特定割引債の償還金に係る差益金額（次条において「償還金に係る差益金額」という。）である場合ににおいて、その支払を取り扱う者があるときは、その者）とする。

附 則

(上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例)

第13条 [略]

(未成年者口座内上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例)

第13条の2 租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例)
第18条の3の2 [略]

年者口座（以下この項及び附則第18条の3の3第1項において「未成年者口座」という。）を開設している個人について、同法第37条の14の2第6項に規定する契約不履行等事由（以下この項及び附則第18条の3の3第1項において「契約不履行等事由」という。）が生じ、当該未成年者口座の設定の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき未成年者口座内上場株式等の配当等（同法第9条の9第1項に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等をいう。）が同法第9条の9第2項の規定により支払があったものとみなされたときは、当該未成年者口座内上場株式等の配当等に係る配当所得の金額に対し、県民税の配当割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合における第41条の12の規定の適用については、同条中「受けるべき日」とあるのは、「受けるべき日の属する年の1月1日」とする。

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例)

第18条の3の2 [略]

(未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第18条の3の3 未成年者口座を開設している個人について、契約不履行等事由が生じ、租税特別措置法第37条の14の2第8項の規定の適用を受けたときは、同項第1号に掲げる金額から同項第2号に掲げる金額を控除した金額を第41条の14に規定する特定株式等譲渡所得金額とみなして、県民税の株式等譲渡所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合における第27条第1項第7号並びに第41条の17及び第41条の18第1項の規定の適用については、同号中「特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座を開設する個人で同条第6項に規定する契

		<p><u>約不履行等事由による当該未成年者口座の廃止（第41条の17及び第41条の18第1項において「未成年者口座の廃止」という。）の日」と、第41条の17中「選択口座が開設されている租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する金融商品取引業者等で特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「未成年者口座の廃止の日」と、「に対して当該特定株式等譲渡対価等の支払をするもの」とあるのは「の当該未成年者口座が開設されている租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する金融商品取引業者等」と、第41条の18第1項中「特定株式等譲渡対価等の支払をする際」とあるのは「未成年者口座の廃止の際」と、「年の翌年の1月10日（法第71条の51第2項の政令で定める場合にあっては、同項の政令で定める日）」とあるのは「月の翌月10日」とする。</u></p>
3	<p><u>（徴収猶予等の申請手続）</u></p> <p><u>第15条 法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、その猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、これを局長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>（1） 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、事業年度、期又は月別及び納期限並びに名称及び金額</u></p> <p><u>（2） 前号の金額のうち徴収の猶予を受けようとする金額</u></p> <p><u>（3） 徴収の猶予を受けようとする理由及びその期間</u></p> <p><u>（4） 分割納付の方法により徴収の猶予を受けようとする場合には、その分納金額及びその納付すべき期限</u></p> <p><u>（5） 猶予を受けようとする金額が50万円を超える場合には、提供しようとする担保の種類、数量、価格、所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となる事項</u></p> <p><u>2 法第15条第3項の規定により猶予を受けた期間の延長を申請する者は</u></p>	<p><u>（徴収猶予等に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法）</u></p> <p><u>第15条 局長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この条及び次条において「徴収の猶予」という。）又は法第15条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（以下この条及び次条において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限（以下この条において「各分割納付等期限」という。）及び各分割納付等期限ごとの納付金額又は納入金額（以下この条において「各分割納付等金額」という。）を定めるものとする。</u></p> <p><u>2 局長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者が前項の規定により定めた各分割納付等金額を当該各分割納付等金額に係る各分割納付等期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、当該各分割納付等期限及び各分割納付等金額を変更することができる。</u></p>

、次に掲げる事項を記載した申請書を局長に提出しなければならない。

- (1) 猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、事業年度、期又は月別及び納期限並びに名称及び金額
- (2) 猶予期間の延長を受けようとする理由及びその期間
- (3) 前項第4号及び第5号に掲げる事項に相当する事項

3 局長は、第1項の規定により各分割納付等期限及び各分割納付等金額を定めたときは、その旨、当該各分割納付等期限及び各分割納付等金額その他必要な事項を徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

4 前項の規定は、第2項の規定による各分割納付等期限及び各分割納付等金額の変更について準用する。

(徴収猶予の申請手続等)

第15条の2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること、その該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細その他規則で定める事項とする。

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類その他規則で定める書類とする。

3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細その他規則で定める事項とする。

4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、資産及び負債の状況を明らかにする書類その他規則で定める書類とする。

5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、徴収の猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、納期限、名称及び金額その他規則で定める事項とする。

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、徴収の猶予を受けようとする金額が50万円を超え、かつ、徴収の猶予を受けようとする期間が3月を超える場合における法第16条第4項の政令の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類とする。

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(徴収の猶予を受けた場合の差押財産の解除の申請手続)

第15条の2 法第15条の2第2項の規定により財産の差押えの解除を申請する者は、次に掲げる事項を記載した申請書を局長に提出しなければならない。

- (1) 財産の差押えを受けた年月日並びにその財産の名称及び数量
- (2) 差押えの解除を受けようとする財産の名称及び数量
- (3) 差押えの解除を受けようとする理由

(徴収の猶予を受けた場合の差押財産の解除の申請手続)

第15条の3 法第15条の2の3第2項の規定により財産の差押えの解除を申請する者は、財産の差押えを受けた年月日並びにその財産の名称及び数量その他規則で定める事項を記載した申請書を局長に提出しなければならない。

(職権による換価の猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法等)

第15条の4 第15条の規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

2 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、資産及び負債の状況を明らかにする書類その他規則で定める書類とする。

(申請による換価の猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法等)

第15条の5 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 第15条の規定は、法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細その他規則で定める事項とする。

4 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、資産及び負債の状況を明らかにする書類その他規則で定める書類と

(県民税の課税客体等)

第27条 [略]

2 [略]

3 外国法人に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設（法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。）をもって、その事務所又は事業所とする。

4～7 [略]

(法人の事業税の税率)

第45条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。第3項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- (1) 第42条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
- ア 各事業年度の付加価値額に100分の0.72を乗じて得た金額
 - イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.3を乗じて得た金額
 - ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した

する。

5 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、申請による換価の猶予をした期間の延長を受けようとする徴収金の年度、納期限、名称及び金額その他規則で定める事項とする。

6 法第15条の6の2第3項において読み替えて準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がある場合)

第15条の6 法第16条第1項ただし書に規定する条例で定める場合は、同項の猶予に係る金額が50万円以下である場合、その猶予に係る期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情があると局長が認める場合とする。

(県民税の課税客体等)

第27条 [略]

2 [略]

3 外国法人に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設（法第23条第1項第18号に規定する恒久的施設をいう。）をもって、その事務所又は事業所とする。

4～7 [略]

(法人の事業税の税率)

第45条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。第3項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- (1) 第42条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
- ア 各事業年度の付加価値額に100分の0.96を乗じて得た金額
 - イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.4を乗じて得た金額
 - ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した

金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の3.1</u>
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の4.6</u>
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の6</u>

(2)・(3) [略]

2 [略]

3 他の2以上の都道府県にわたって事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 第42条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

- ア 各事業年度の付加価値額に100分の0.72を乗じて得た金額
- イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.3を乗じて得た金額
- ウ 各事業年度の所得に100分の6を乗じて得た金額

(2)・(3) [略]

(軽油引取税の徴収猶予)

第99条の15 法第144条の29第1項の規定による徴収猶予については、第15条第1項(第4号を除く。)及び第15条の2の規定を準用する。この場合において、同項第5号中「猶予を受けようとする金額が50万円を超える場合には、提供」とあるのは、「提供」と読み替えるものとする。

附 則

(法人の事業税の税率の特例)

第20条の2の5 [略]

2 平成27年4月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税につ

金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の2.5</u>
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の3.7</u>
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の4.8</u>

(2)・(3) [略]

2 [略]

3 他の2以上の都道府県にわたって事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 第42条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

- ア 各事業年度の付加価値額に100分の0.96を乗じて得た金額
- イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.4を乗じて得た金額
- ウ 各事業年度の所得に100分の4.8を乗じて得た金額

(2)・(3) [略]

(軽油引取税の徴収猶予)

第99条の15 法第144条の29第1項の規定による徴収猶予の申請をする者は、納入すべき徴収金の年度、事業年度、月別、納期限、名称及び金額その他規則で定める事項を記載した申請書に、その猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、これを局長に提出しなければならない。

2 法第144条の29第1項の規定による徴収猶予については、第15条の3の規定を準用する。

附 則

(法人の事業税の税率の特例)

第20条の2の5 [略]

2 平成28年4月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税につ

いての第45条及び前項の規定の適用については、当分の間、同条第1項第1号ウの表中「100分の3.1」とあるのは「100分の1.6」と、「100分の4.6」とあるのは「100分の2.3」と、「100分の6」とあるのは「100分の3.1」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の5.1」と、「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、同条第2項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.9」と、同条第3項第1号ウ中「100分の6」とあるのは「100分の3.1」と、同項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、前項中「第45条第1項第2号」とあるのは「次項の規定により読み替えられた第45条第1項第2号」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、「100分の7.9」とあるのは「100分の5.5」とする。

(東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例)

第23条の3 [略]

(県たばこ税の税率の特例)

第23条の4 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和40年法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係る県たばこ税の税率は、第67条の4の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき411円とする。

いての第45条及び前項の規定の適用については、当分の間、同条第1項第1号ウの表中「100分の2.5」とあるのは「100分の0.9」と、「100分の3.7」とあるのは「100分の1.4」と、「100分の4.8」とあるのは「100分の1.9」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の5.1」と、「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、同条第2項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.9」と、同条第3項第1号ウ中「100分の4.8」とあるのは「100分の1.9」と、同項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、前項中「第45条第1項第2号」とあるのは「次項の規定により読み替えられた第45条第1項第2号」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、「100分の7.9」とあるのは「100分の5.5」とする。

(東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例)

第23条の3 [略]

附 則

(未成年者口座内上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例)

第13条の2 租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年

4

附 則

(未成年者口座内上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例)

第13条の2 租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年

年者口座（以下この項及び附則第18条の3の3第1項において「未成年者口座」という。）を開設している個人について、同法第37条の14の2第6項に規定する契約不履行等事由（以下この項及び附則第18条の3の3第1項において「契約不履行等事由」という。）が生じ、当該未成年者口座の設定の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき未成年者口座内上場株式等の配当等（同法第9条の9第1項に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等をいう。）が同法第9条の9第2項の規定により支払があったものとみなされたときは、当該未成年者口座内上場株式等の配当等に係る配当所得の金額に対し、県民税の配当割を課する。

2 [略]

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例）

第18条の2 [略]

2 租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等を有する県民税の所得割の納税義務者が当該一般株式等につき交付を受ける同条第3項及び第4項並びに同法第37条の14の3第1項及び第2項の規定により所得税法及び租税特別措置法第2章の規定の適用上同法第37条の10第3項及び第4項並びに第37条の14の3第1項及び第2項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額は、前項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、県民税に関する規定を適用する。

3 [略]

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例）

第18条の2の2 [略]

2 租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等（次条及び附則第18条の3の2において「上場株式等」という。）を有する県民税の所得割の納税義務者が当該上場株式等につき交付を受ける同法第4条の

年者口座（以下この項及び附則第18条の3の4第1項において「未成年者口座」という。）を開設している個人について、同法第37条の14の2第6項に規定する契約不履行等事由（以下この項及び附則第18条の3の4第1項において「契約不履行等事由」という。）が生じ、当該未成年者口座の設定の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき未成年者口座内上場株式等の配当等（同法第9条の9第1項に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等をいう。）が同法第9条の9第2項の規定により支払があったものとみなされたときは、当該未成年者口座内上場株式等の配当等に係る配当所得の金額に対し、県民税の配当割を課する。

2 [略]

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例）

第18条の2 [略]

2 租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等を有する県民税の所得割の納税義務者が当該一般株式等につき交付を受ける同条第3項及び第4項並びに同法第37条の14の4第1項及び第2項の規定により所得税法及び租税特別措置法第2章の規定の適用上同法第37条の10第3項及び第4項並びに第37条の14の4第1項及び第2項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額は、前項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、県民税に関する規定を適用する。

3 [略]

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例）

第18条の2の2 [略]

2 租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等（次条、附則第18条の3の2及び附則第18条の3の3において「上場株式等」という。）を有する県民税の所得割の納税義務者が当該上場株式等につき交付

<p>4 第3項、第37条の11第3項及び第4項並びに<u>第37条の14の3第1項及び第2項</u>の規定により所得税法及び租税特別措置法第2章の規定の適用上同法第4条の4第3項、第37条の11第3項及び第4項並びに<u>第37条の14の3第1項及び第2項</u>に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額は、前項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、県民税に関する規定を適用する。</p> <p>3 [略] (非課税口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例) 第18条の3の2 [略]</p> <p>(未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例) 第18条の3の3 [略]</p>	<p>を受ける同法第4条の4第3項、第37条の11第3項及び第4項並びに<u>第37条の14の4第1項及び第2項</u>の規定により所得税法及び租税特別措置法第2章の規定の適用上同法第4条の4第3項、第37条の11第3項及び第4項並びに<u>第37条の14の4第1項及び第2項</u>に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額は、前項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、県民税に関する規定を適用する。</p> <p>3 [略] (非課税口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例) 第18条の3の2 [略] (未成年者口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例) 第18条の3の3 <u>県民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号に規定する未成年者口座管理契約に基づき同条第1項各号に規定する未成年者口座内上場株式等の譲渡をした場合には、法附則第35条の3の3第1項の政令で定めるところにより、当該未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。</u> (未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例) 第18条の3の4 [略]</p>
<p>5 (地方消費税の税率) 第53条の3 地方消費税の税率は、<u>63分の17</u>とする。</p>	<p>(地方消費税の税率) 第53条の3 地方消費税の税率は、<u>78分の22</u>とする。</p>
<p>6 附 則 (自動車取得税の課税標準の特例) 第24条の2の3 次に掲げる自動車 (以下この項において「第一種環境対</p>	<p>附 則 (自動車取得税の課税標準の特例) 第24条の2の3 次に掲げる自動車 (以下この項において「第一種環境対</p>

応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種環境対応車の取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から45万円を控除して得た額」とする。

(1)・(2) [略]

(3) 充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車(内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の法附則第12条の2の2第2項第3号の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので同号の総務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。))のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので法附則第12条の2の2第2項第3号の総務省令で定めるものをいう。)

(4)~(7) [略]

2~12 [略]

(自動車税の税率の特例)

第25条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とする自動車(内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。))、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車(法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。))、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車(同項の総務省令で定めるものをいう。次項において同じ。))、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車(同項の総務省令で定めるものをいう。次項において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる

応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種環境対応車の取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から45万円を控除して得た額」とする。

(1)・(2) [略]

(3) 充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車(内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の法附則第12条の2の2第2項第3号の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので同号の総務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。))のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので法附則第12条の2の2第2項第3号の総務省令で定めるものをいう。)

(4)~(7) [略]

2~12 [略]

(自動車税の税率の特例)

第25条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とする自動車(内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。))、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車(法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。))、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車(同項の総務省令で定めるものをいう。次項において同じ。))、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車(同項の総務省令で定めるものをいう。次項において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる

電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の同項の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。次項及び第3項第3号において同じ。）、一般乗合用バス等（一般乗合用バス及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の設置者が所有し、かつ、専ら当該学校の学生、生徒、児童若しくは幼児の通学若しくは通園又は当該幼保連携型認定こども園の園児（同法第14条第6項に規定する園児をいう。）の通園の用に供するバスをいう。以下同じ。）及び被けん引自動車並びに次項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対して課する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の税率については、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

(1)・(2) [略]

[略]

[略]

2～7 [略]

電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の同項の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。次項及び第3項第3号において同じ。）、一般乗合用バス等（一般乗合用バス及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の設置者が所有し、かつ、専ら当該学校の学生、生徒、児童若しくは幼児の通学若しくは通園又は当該幼保連携型認定こども園の園児（同法第14条第6項に規定する園児をいう。）の通園の用に供するバスをいう。以下同じ。）及び被けん引自動車並びに次項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対して課する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の税率については、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

(1)・(2) [略]

[略]

[略]

2～7 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 表1の項の改正部分及び附則第5条第1項の規定 平成27年10月1日
- (2) 表2の項の改正部分並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 平成28年1月1日
- (3) 表3の項の改正部分並びに次条、附則第4条及び第6条から第9条までの規定 平成28年4月1日
- (4) 表4の項の改正部分及び附則第3条第3項の規定 平成29年1月1日

(5) 表5の項の改正部分及び附則第5条第2項の規定 平成29年4月1日

(6) 表6の項の改正部分 大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成27年法律第41号)の施行の日

(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)

第2条 この条例(表3の項の改正部分に限る。以下この条において同じ。)による改正後の岩手県県税条例第15条、第15条の2及び第15条の6(地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号。以下この項、次条第2項及び附則第6条において「地方税法等改正法」という。)第2条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下この条及び附則第7条において「新法」という。)第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。)の規定は、前条第3号に掲げる改正部分及び規定の施行の日以後に申請される新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された地方税法等改正法第2条の規定による改正前の地方税法(次項及び附則第7条において「旧法」という。)第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 この条例による改正後の岩手県県税条例第15条の3(同条例第99条の15第2項において準用する場合を含む。)の規定は、前条第3号に掲げる改正部分及び規定の施行の日以後にされる新法第15条の2の3第2項の規定による財産の差押えの解除の申請について適用し、同日前にされた旧法第15条の2第2項の規定による財産の差押えの解除の申請については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の岩手県県税条例第15条の4及び第15条の6(新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、前条第3号に掲げる改正部分及び規定の施行の日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用する。

4 この条例による改正後の岩手県県税条例第15条の5及び第15条の6(新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、前条第3号に掲げる改正部分及び規定の施行の日以後に納期限が到来する徴収金について適用する。

(県民税に関する経過措置)

第3条 この条例(表2の項の改正部分に限る。次項において同じ。)による改正後の岩手県県税条例第28条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成27年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 この条例による改正後の岩手県県税条例第41条の12の規定は、附則第1条第2号に掲げる改正部分及び規定の施行の日以後に支払を受けるべき地方税法等改正法第1条の規定による改正後の地方税法第23条第1項第15号に規定する特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収について適用し、同日前に支払を受けるべき地方税法等改正法第1条の規定による改正前の地方税法第23条第1項第15号に規定する特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収については、なお従前の例による。

3 この条例(表4の項の改正部分に限る。)による改正後の岩手県県税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成28年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第4条 この条例(表3の項の改正部分に限る。)による改正後の岩手県県税条例第45条及び附則第20条の2の5の規定は、附則第1条第3号に掲げる改正部

分及び規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（地方消費税に関する経過措置）

第5条 この条例（表1の項の改正部分に限る。）による改正後の岩手県県税条例第53条の2第1項及び第53条の2の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる改正部分及び規定の施行の日以後に事業者（地方税法第72条の77第1号に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。）が行う課税資産の譲渡等（消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等（所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。次条において「所得税法等改正法」という。）第4条の規定による改正後の消費税法（以下この項において「新消費税法」という。）第2条第1項第8号の2に規定する特定資産の譲渡等をいう。）以外のものをいう。次項において同じ。）及び特定課税仕入れ（新消費税法第5条第1項に規定する特定課税仕入れをいう。次項において同じ。）に係る地方消費税について適用し、同日前に事業者が行った課税資産の譲渡等（消費税法第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等をいう。）に係る地方消費税については、なお従前の例による。

2 この条例（表5の項の改正部分に限る。）による改正後の岩手県県税条例第53条の3の規定は、附則第1条第5号に掲げる改正部分及び規定の施行の日以後に事業者が行う課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れ並びに同日以後に保税地域（消費税法第2条第1項第2号に規定する保税地域をいう。以下この項において同じ。）から引き取られる課税貨物（同条第1項第11号に規定する課税貨物をいう。以下この項において同じ。）に係る地方消費税について適用し、同日前に事業者が行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れ並びに同日前に保税地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

（県たばこ税に関する経過措置）

第6条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第3号に掲げる改正部分及び規定の施行の日前に課した、又は課すべきであったこの条例（表3の項の改正部分に限る。）による改正前の岩手県県税条例附則第23条の4に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る県たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、岩手県県税条例（以下この条において「条例」という。）第67条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る県たばこ税の税率は、条例第67条の4の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

（1）平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき481円

（2）平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき551円

（3）平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき656円

3 平成28年4月1日前に条例第67条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（条例第67条の5第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。第9項、第11項及び第13項において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（条例第67条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第1

項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。

4 前項に規定する者は、地方税法等改正法附則第12条第3項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、同条第4項の総務省令で定める様式によって、次に掲げる事項を記載した申告書を平成28年5月2日までに、当該貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地を管轄する広域振興局長に提出しなければならない。

(1) 所持する紙巻たばこ 3 級品の本数及び当該紙巻たばこ 3 級品の本数のうち県たばこ税の課税標準となるものの本数

(2) 前号の課税標準となる紙巻たばこ 3 級品の本数により算定した前項の規定による県たばこ税額

(3) その他参考となるべき事項

5 第3項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等改正法附則第20条第4項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第52条第2項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた市町村長又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、同項に規定する広域振興局長に提出されたものとみなす。

6 第4項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、当該申告書に記載した同項第2号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

7 第3項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、条例第8条第2項第5号中「盛岡市」とあるのは、「卸売販売業者等（第67条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。）にあっては当該製造たばこの貯蔵場所の所在地、小売販売業者にあっては当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在地」と読み替えて、条例の規定中県たばこ税に関する部分（条例第67条の3から第67条の5まで、第67条の7、第67条の9及び第67条の10の規定を除く。）を適用する。

8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ 3 級品のうち、第3項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、条例第67条の9の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ 3 級品につき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が条例第67条の7の規定により提出すべき申告書には、地方税法等改正法附則第12条第8項の総務省令で定めるところにより、当該返還に係る紙巻たばこ 3 級品の品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

9 平成29年4月1日前に条例第67条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のた

め所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。

- 10 第4項から第8項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4項	前項に	第9項に
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
第4項第2号	前項	第9項
第5項	第3項	第9項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	附則第52条第2項	附則第52条第9項において準用する同条第2項
第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
第7項	第3項	第9項
	同項	同項及び第4項
第8項	第3項	第9項

- 11 平成30年4月1日前に条例第67条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき105円とする。

- 12 第4項から第8項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4項	前項に	第11項に
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
第4項第2号	前項	第11項

第5項	第3項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
	附則第52条第2項	附則第52条第11項において準用する同条第2項
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第7項	第3項	第11項
	同項	同項及び第4項
第8項	第3項	第11項

13 平成31年4月1日前に条例第67条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき204円とする。

14 第4項から第8項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4項	前項に	第13項に
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第4項第2号	前項	第13項
第5項	第3項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	附則第52条第2項	附則第52条第13項において準用する同条第2項
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第7項	第3項	第13項
	同項	同項及び第4項
第8項	第3項	第13項

(軽油引取税の徴収猶予に関する経過措置)

第7条 この条例（表3の項の改正部分に限る。）による改正後の岩手県県税条例第99条の15第1項の規定は、附則第1条第3号に掲げる改正部分及び規定の

施行の日以後にされる新法第144条の29第1項の規定による徴収猶予の申請について適用し、同日前にされた旧法第144条の29第1項の規定による徴収猶予の申請については、なお従前の例による。

(岩手県産業廃棄物税条例の一部改正)

第8条 岩手県産業廃棄物税条例(平成14年岩手県条例第72号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(徴収猶予)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 法第15条第4項、<u>第15条の2</u>及び第15条の3並びに第16条の2第1項から第3項までの規定は前項の規定による徴収猶予について、法第11条、第16条第2項及び第3項、第16条の2第4項並びに第16条の5第1項及び第2項の規定は前項の規定による担保について準用する。</p> <p>3 [略]</p> <p>(徴収猶予の手続)</p> <p>第17条 前条第1項の規定による徴収猶予については、<u>県税条例第15条第1項</u>及び<u>第15条の2</u>の規定を準用する。</p>	<p>(徴収猶予)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 法第15条の2の2、<u>第15条の2の3</u>及び第15条の3並びに第16条の2第1項から第3項までの規定は前項の規定による徴収猶予について、法第11条、第16条第2項及び第3項、第16条の2第4項並びに第16条の5第1項及び第2項の規定は前項の規定による担保について準用する。</p> <p>3 [略]</p> <p>(徴収猶予の手続)</p> <p>第17条 前条第1項の規定による徴収猶予については、<u>県税条例第15条の3</u>及び<u>第99条の15第1項</u>の規定を準用する。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(岩手県産業廃棄物税条例の一部改正に伴う経過措置)

第9条 前条の規定による改正後の岩手県産業廃棄物税条例第17条の規定は、附則第1条第3号に掲げる改正部分及び規定の施行の日以後にされる岩手県産業廃棄物税条例第16条第1項の規定による徴収猶予に係る申請について適用し、同日前にされた同項の規定による徴収猶予に係る申請については、なお従前の例による。